

広島県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道比婆山県民の森線	庄原市西城町油木字津ノ谷五〇九八番二五地先から庄原市西城町油木字津ノ谷五〇九八番二五地先まで	令和二年三月二十六日